

平成 21 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債要項の変更等に関するお知らせ

平成 21 年 10 月 28 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社が発行いたしております株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）および株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といいます。）につきましては、いずれも、同日に開催された社債権者集会の決議をもって、各々その償還期限の延長を含む社債要項の変更等が承認されておりましたが、当該各決議につきまして、同年 11 月 4 日付で、東京地方裁判所の認可決定がありました。なお、社債要項の変更につきましては、当社が平成 21 年 6 月 22 日付で利用申請した産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議において、事業再生計画案を原案通り承認する旨の決議が成立することを条件としておりますが、平成 21 年 10 月 29 日付「事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の成立に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当該決議は成立しておりますので、既に当該条件は成就しております。

これにより、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債の社債要項は、いずれも平成 21 年 11 月 11 日を効力発生日として変更されることになり、また、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債に係る平成 21 年 6 月 26 日の翌日以降に生じた遅延損害金は減額され、減額後の遅延損害金および本件第 1 回社債の未払利息の支払期日は同年 12 月 25 日となりました。なお、社債要項の主要な変更部分の概要は、平成 21 年 10 月 28 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」をご参照ください。

今後、当社は、株主の皆様、本件第 2 回社債および本件第 1 回社債の社債権者を含む関係者の皆様のご支援、ご期待にお応えするべく、全社一丸となり、不退転の決意をもって抜本的な事業再生に邁進してまいりますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上